
相続を知ろう

早わかり！相続対策のポイント

第12回：配偶者は1億6千万円までの 財産には相続税がかからない？

作成：東海東京ウェルス・コンサルティング

1. 配偶者の課税は？

**配偶者は1億6,000万円までの相続財産には
相続税がかからないって聞いたけど・・・
ということなんだろう？**



3. 配偶者の税額軽減とは

- 配偶者の今後の生活への配慮と老後の生活保障
- 遺産の形成・維持に対する配偶者の貢献
- 配偶者への相続は、同一世代間の財産移転
- のちに配偶者が亡くなった際に相続税が課税される



配偶者の税額軽減

以下のように計算した金額が
配偶者の税額から控除できます。

**配偶者の
税額軽減額**

= 相続税の総額 ×

いずれか
少ない金額

いずれか
多い金額

● 相続財産の課税価格の合計額
× 配偶者の法定相続分

● 1億6,000万円

● 配偶者の課税価格（実際の取得額）

相続財産の課税価格の合計額

4. 配偶者の税額軽減のポイント

配偶者の税額軽減の適用により、**配偶者の相続税額が全額軽減**される
配偶者が取得する相続財産の割合または金額

配偶者の法定相続分

もしくは

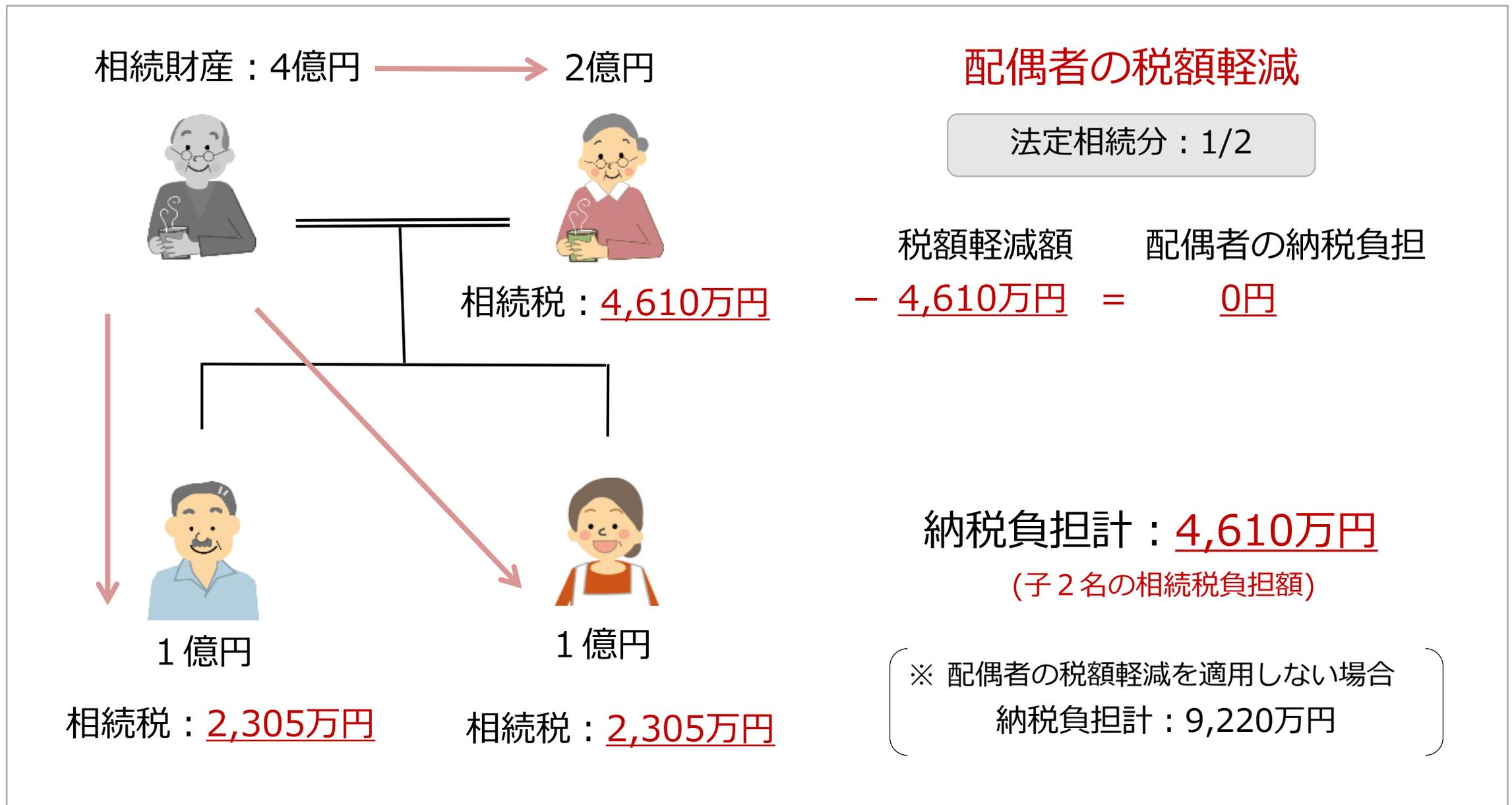
1億6,000万円

いずれか多い金額

ただし、本特例を適用した結果、相続税の負担が無い場合でも、**相続税の申告が必要**となります。

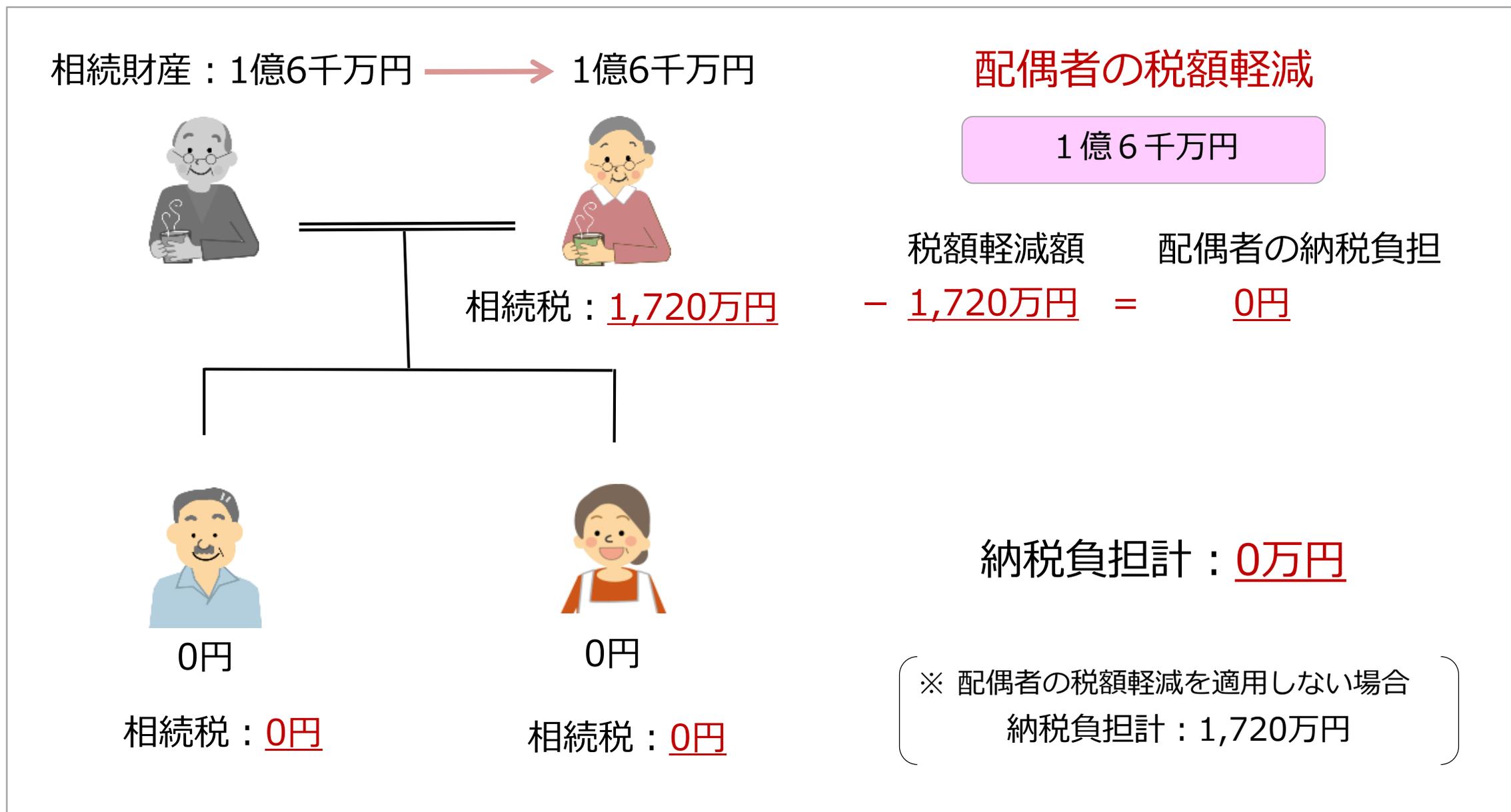
5. 配偶者の税額軽減の例①

【前提条件】 相続財産：4億円、相続人：配偶者、子2人
法定相続分で相続した場合



6. 配偶者の税額軽減の例②

【前提条件】 相続財産：1億6,000万円、相続人：配偶者、子2人
全ての相続財産を配偶者が相続した場合



【 当資料の利用に関する注意事項 】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）（以下「弊社」）が作成し、弊社の許諾を受けた証券会社等から直接提供する形でのみ配布いたしております。提供されたお客様限りでご利用ください。

当資料は、一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。また、当資料の内容は作成日におけるものであり、予告なく変わる場合があります。当資料の一切の権利は弊社に帰属しており、いかなる目的であれ、無断で複製又は転送等を行わないようお願いいたします。

【金融商品取引法に基づく留意事項】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）が作成し、東海東京証券株式会社が許諾を受けて提供いたしております。金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。

金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格等の変動等による損失が生じるおそれがあります。

手数料等およびリスクは、商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書等をよくお読みください。

【 東海東京証券の概要 】

商 号 等 : 東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号

加 入 協 会 : 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本S T O協会